

平成30年（ワ）第3194号 安保法制法違憲国家賠償請求事件

原告 植村和子，下澤悦夫，寺田誠知 外140名

被告 国

平成30年（ワ）第3796号 安保法制法違憲国家賠償請求事件

原告 秋田正美 外77名

被告 国

## 原告ら準備書面（18）

2020年7月6日

名古屋地方裁判所 民事第4部合議係御中

原告ら訴訟代理人弁護士	大	脇	雅	子
同	青	山	邦	夫
同	内	河	惠	一
同	松	本	篤	周

外36名

### 1 はじめに

裁判官の交代にあたり，従前の口頭弁論において主張した違憲立法審査権について陳述します。その内容は，原告ら準備書面（15）に記載したとおりですが，若干の主張を付加するとともに上記準備書面の要旨を陳述します。

原告らは，新安保法制法は明白に憲法9条に違反する法律であり，この法律を成立させた国会議員の行為等が国賠法上違法であること，この国会議員らの違法行為によって原告らの平和的生存権・人格権を侵害されたと主張して，被告国に対し損害賠償を求めています。

これに対し被告国は、平和的生存権および人格権が国賠法上の保護に値する権利ないし法的利益ではないと主張するのみで、新安保法制法の違憲性について十分な認否反論をしません。被告国のこのような態度は、新安保法制法の違憲性についての議論を回避することが目的であると思われます。本件訴訟に先行して提訴された安保法制法違憲訴訟事件において、いくつかの裁判所で、被告国の主張を支持するような判決がなされています。そのうち東京地裁令和元年11月7日の判決を取り上げ、その問題点を指摘しながら、違憲立法審査権のあり方について検討したいと思います。

## 2 東京地裁令和元年11月7日判決（安保法制違憲・国家賠償請求事件）の検討

(1) 同判決は、「第3 当裁判所の判断」の項において、争点1として「本件各行為が憲法に違反し、国賠法1条1項において違法とされるかどうか」を検討しております。判決のその部分を引用しますと、

「憲法76条により裁判所に与えられた司法権は、いわゆる法律上の争訟について裁判を行う作用をいい（裁判所法3条1項）、具体的な権利または法律関係につき紛争が存する場合に初めて発動できるものであり、憲法81条により裁判所が与えられている違憲立法審査権も、このような司法権を発動することができる場合に行使することができる場合に行使することができるものと解すべきであるから、裁判所は具体的事件を離れて抽象的に政府や国会が行った行為等の違憲審査、違法について判断する権限を有しない」と判示し、昭和27年10月8日と同28年4月15日最高裁判決を引用しています。

そして、それに引き続き、「原告らは、本件各行為により、原告らの権利ないし法的利益が侵害された旨主張するので、まず、この点につき検討する」として、平和的生存権、人格権について検討を進め、「原告らが主張する・・・権利ないし法益は、いずれも損害賠償により法的保護をあたえられ

るべき利益とは言えない」と判示している。

- (2) この判決は、我が国の違憲立法審査は具体的な権利または法律関係につき紛争がある場合に行使できると説示した後すぐに、平和的生存権、人格権の検討に入っているから、その論の進め方からすると、平和的生存権ないし人格権が認められなければ、本件訴訟には事件性がないと説示しようとしているようにもみえます。

しかし、事件性がないとなれば、本件訴訟に訴訟要件を欠きますから、判決主文は、「本件訴えを却下する。」となるはずですが、判決主文をみると「原告らの請求をいずれも棄却する。」とありますから、裁判所は事件性を否定しているわけではないようです。

- (3) 事件性は訴訟物について検討すべきです。東京訴訟の原告らは、国家賠償法に基づく損害賠償請求権を訴訟物としています。原告の被告国に対する損害賠償請求権という具体的な権利の存否が原告と被告国との間の争いです。この訴訟が事件性の要件を充足していることは明らかです。したがって、我が国の違憲審査制が付随的審査制であるとしても、この訴訟において、裁判所が違憲審査をすることは可能であります。

- (4) 国賠法に基づく損害賠償請求権の成立要件は、国の公権力の行使に当たる公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたことです。原告らは、明白に憲法に違反する新安保法制法の制定によって、原告らの平和的生存権ないし人格権が侵害され損害を被った主張しています。明白な違憲の立法は国賠法上違法であると最高裁も述べていますから、国賠法上の違法性を判断する場合、当然違憲性を判断することになります。一方、平和的生存権ないし人格権が国賠法上保護されるべき権利ないし法的利益であるかどうかは、「他人に損害を加えた」か否かの判断に関するものです。

- (5) 裁判所が、国賠法に基づく損害賠償請求権について判断する場合、違法

性、損害、その間の因果関係の順に判断するのが通例です。しかし、損害の有無から判断することは、あまり例がありませんが、許されないわけではありません。

上記東京地裁判決は、「損害賠償により法的保護を与えられるべき利益が存在しないから、」違法性の判断する必要がないと判示しています。国賠訴訟においては、そのような処理もないではないでしょう。しかし、同判決が付随的違憲審査制」であるから、そのような処理をしたかのように述べている点は理解に苦しみます。付随的違憲審査制のもとでは事件性がない訴訟において憲法判断をしないということであって、本件国賠訴訟には事件性があることは前述のとおりですから、憲法判断をすることは可能です。平和的生存権ないし人格権についての判断を先行させるのは、新安保法制法の違憲性の判断を回避することが目的であるといわざるをえません。

- (6) 原告が適法に新安保法制法の違憲性を主張しているのに、その判断を回避するのであれば、その回避の理由を明らかにすべきです。

裁判所は、憲法判断を回避したのは、いわゆる憲法判断回避の準則（ブランドイス・ルール）の第4「裁判所は憲法問題が記録によって適切に提出されていても、もし事件を処理することができる他の理由が存在する場合は、その憲法問題には判断を与えない。」に従ったということかもしれません。

- (7) しかし、憲法判断回避の準則は、絶対的なものではなく、憲法判断を回避するか否かは裁判所の裁量であるとか、一定の場合には憲法判断をすることができるとする考えがあります。

芦部教授は以下のように述べています。「憲法判断回避の準則は、アメリカの判例において形成されてきた理論であり、むげに否定すべきではない。しかし、それを絶対的なルールとして主張すると、違憲審査制の憲法保障的機能に反する場合が生じる。そこで、裁判所は、事件の重大性や違憲状態の程度、その及ぼす影響の範囲、事件で問題にされている権利の性質等を総合

的に考慮し、十分理由があると判断した場合は、回避のルールによらず、憲法判断に踏み切ることができるかと解するのが、妥当であろう。」（芦部『憲法』393頁）

したがって、憲法判断を回避できる場合でも、場合によっては憲法判断に踏み切ることができるのですから、そのような場合であるかどうかを検討したうえで、憲法判断を回避すべきかどうかを判断すべきです。東京地裁判決はそのような検討をしていない点で理由不備といわざるをえません。

### 3 本件訴訟における違憲判断の必要性

憲法判断回避の準則に該当する場合でも、十分な理由があると判断した場合は、憲法判断に踏み切ることができるという芦部教授の説は傾聴に値するものですが、原告らの準備書面（15）においては、憲法判断回避の準則に該当する場合でも、憲法判断が義務的であり、これを行わなければ違法である場合があると主張しております。憲法が裁判所に違憲立法審査権を授与した（憲法81条）趣旨は、憲法秩序を維持し、基本的人権を保障するためであります。この目的を達成するために、裁判所が有する違憲立法の審査権限は、単に裁判所の裁量的なものではなく、義務的であるというべきであるからです。以下、憲法判断が義務的である場合の要件について検討します。芦部教授が挙げられた、①事件の重大性、②違憲状態の程度、③その及ぼす影響の範囲、④事件で問題にされている権利の性質のほか、⑤本件のように立法に関する事案においては、国会が違憲立法を解消する能力があるかということも考慮事項とすべきです。

#### (1) 明白な違憲性

新安保法制法は明白に憲法9条に違反します。

第1に、新安保法制法は、存立危機事態において、集団的自衛権の行使を認容しました。他国に対する武力攻撃が発生した場合に。自衛隊が海外にまで出動して戦争をすることを認めるもので、明白に憲法9条1項に違反しま

す。

第2に、新安保法制法は、重要影響事態における、自衛隊の後方支援活動等の地域およびその活動の内容を拡大しました。この場合自衛隊の後方支援活動は他国軍隊の武力行使と一体化し、武力の行使とみなされますので、憲法9条1項違反は明らかです。

第3に 新安保法制法は、PKO活動における自衛隊の業務を拡大し、「宿営地共同防護」、「駆け付け警護」等のための武器使用を認めました。新任務は、武装勢力との激しい戦闘をも覚悟せざるを得ないものでありますから、「武力の行使」を禁止する憲法9条1項に違反することは明らかです。

## (2) 新安保法制法の及ぼす影響

新安保法制法は、これまでの、抑制的な安保法体系を根本的に転換するものであり、新安保法制法が及ぼす影響の範囲は大きいものがあります。

上記のとおり、新安保法制法が、集団的自衛権の行使を容認したこと、あるいは、後方支援活動範囲を拡大し、PKO活動の範囲を拡大したことによって、日本が戦争当事国となる危険性を増大させたことは明らかです。

そして、国民は、重要影響事態等においては、国の行う対応措置に協力を求められます。これは、法律上は国民を義務付けるものではないものの、事実上の義務付けになりうるものですし、武力攻撃事態等に進展した場合には、国民が権利の制限を受け義務付けられることが現実のものとなります。

さらに、新安保法制法は、秘密保護法、共謀罪の適用とあいまって、情報を操作し、表現の自由を制限する社会へと変容させる蓋然性は高く、産業の軍事化、科学界の軍事研究強化・拡大が進むこととなります。

## (3) 本件訴訟で問題とされている権利の性質

本件訴訟で主張されている、「平和的生存権」、「人格権」、「抵抗権」は、憲法の基本原理にかかわる、極めて重要な権利です。憲法の保障する基

本的人権は平和の基盤なしには存立しえないものですから、「平和的生存権」は、すべての基本権の基礎にあって、その享有を可能ならしめる基底的権利です。

戦争や武力の行使は必ず国民の生命、自由や人権への侵害をもたらします。また、戦争が一旦開始されれば、容易にこれをとどめることはできません。それゆえ、戦争を阻止することこそ重要であります。そのために憲法9条の戦争放棄・戦力不保持があります。現に血が流れてから救済に乗り出すようでは、司法の役割を放棄するものというほかありません。

#### (4) 国会の機能不全

国会は、立法事実や合憲性について十分な議論もせずに新安保法制法を成立させました。国会は自らその職責を放棄しました。今後、違憲立法を廃止し、憲法秩序を回復する能力があるとは思えません。

(5) よって、本件訴訟において、裁判所は、新安保法制法制定の違憲性を判断することを自らの責務と考えるべきです。憲法第99条は、裁判官をも含めた全公務員に憲法擁護の義務を課しています。裁判所が、本件訴訟において憲法判断を回避すれば、新安保法制法が作り出した違憲状態を黙過・放置したことになり、ひいては、そのような違憲状態が、時とともに拡大、深化するに至り、集団的自衛権の名のもとに我が国を他国のための戦争に巻き込むこととなります。日本国憲法の平和主義を堅持する上で本件における違憲判断は不可欠です。

以上